

平成23年(サ)第560031号(本案平成23年(少コ)第151号)

決 定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の訴訟費用負担決定申立事件について、当裁判所は、原告の申立により、次のとおり決定する。

主 文

本件訴訟費用のうち、訴え提起手数料、訴状の作成及び提出費用、被告の現在事項全部証明書交付申請費用、訴状副本及び第1回口頭弁論期日被告呼出状等の送達費用は被告の負担とし、その余の訴訟費用は各自の負担とする。

理 由

本件訴訟は、訴えの取下げにより終了したものであるが、一件記録によれば、同訴えの取下げは、被告に対し訴状等が送達になった後の第1回口頭弁論期日の直前に、一定の言い分を主張していた被告が、原告から請求されていた金員全額を支払ったことによるものであることが認められるから、原告の訴え提起等には相応の理由がある。

よって、主文のとおり決定する。

平成23年2月25日

東京簡易裁判所民事第9室

裁 判 官 田 中 孝 明